

## 公立学校情報機器整備計画について（概要）

児童生徒の1人1台端末を更新するにあたり、国から補助を受けるためには、令和6年度中に「公立学校情報機器整備計画」を策定、公表することがその要件の一つとなっている。本市も今後端末更新を行うことを検討しておりその際、国から補助を受けることができるよう、今回新たに整備計画を策定した。

### 1. 国の端末更新に係る補助の内容

- ◎ 補助の対象：全児童生徒数＋予備機として全児童生徒数の15%以内
- ◎ 補助基準額：5.5万円／1台
- ◎ 補助率：3分の2

### 2. 補助要件

- ① 共同調達による端末の調達
- ② 共同調達会議への参加
- ③ 最低スペック基準をみたすこと
- ④ 教員人数分の指導者用端末の整備
- ⑤ 児童生徒用端末にwebフィルタリング機能
- ⑥ 公立学校情報機器整備計画の策定・公表 ⇒ 下記4つの計画

### 3. 公立学校情報機器整備計画の内容について

#### (1) 端末整備・更新計画

端末の更新にあたっての整備台数や更新の考え方、処分の方法等を記載するもの。

#### (2) ネットワーク整備計画

ネットワーク速度の確保に向けた計画を記載するもの。

#### (3) 校務DX計画

校務DXを進めている中で、既に達成している部分や課題となる部分について、どのように取り組んでいくのかを記載するもの。

#### (4) 1人1台端末の利活用に係る計画

GIGA第1期の総括を踏まえ、ICT環境での目指すべき学びの姿とそれを実現するための環境整備や端末活用の在り方やについて記載するもの。